

令和7年4月 認定こども園 市外保育施設 入園・利用手続きガイド

令和7年度の入園申し込みの受け付けを開始します。詳しくは、下記へお問い合わせください。
▶ 申込み・問合せ 幼保連携課（市役所内線1162）

01 認定区分と利用可能時間 利用には「教育・保育給付認定」が必要です

教育・保育給付認定は子どもの年齢と保育の必要性の有無によって、1～3号に分かれています=表1。家庭での保育が困難なことをいい、保育を必要とする理由と状況によって施設を利用できる時間が異なります=表2。

2号、3号認定の「保育を必要とする」とは、

認定区分	対象	利用可能施設	利用可能時間の例
1号認定	3～5歳児	・認定こども園幼稚園部	教育標準時間 9:00～13:00
2号認定	保育を必要とする3～5歳児	・認定こども園保育園部 ・市外保育施設	標準時間（最長11時間） 7:30～18:30 短時間（最長8時間） 8:30～16:30
3号認定	保育を必要とする0～2歳児		

保育を必要とする理由の証明として「就労証明書」か「保育を必要とする申立書」が必要です

- ▶ 保育を必要とする理由の例
- ①就労②介護・看護（同居・長期入院中の親族など）③就学（学校などでの職業訓練を含む）④妊娠・出産（最長7ヵ月間）⑤育児休業（利用中の場合のみ）⑥求職活動（起業準備を含む／3ヵ月間のみ、更新不可）⑦その他（保護者の疾病・障害、虐待やDVの恐れがある、災害復旧、上の①～⑥に類する状態と西脇市が認める場合）

保育を必要とする理由や家庭状況に変更がある場合は、その都度、幼保連携課へ申請が必要です。保育を必要とする時間に応じた、適切な利用をお願いします。

02 事前にそろえましょう 「入園申し込みの書類」と「提出先」

	新規に入園、転部、転園する		継続して利用する
	1号（幼稚園部）	2号・3号（保育園部）	
書類配布場所	市内認定こども園、幼保連携課、みらいえ（こどもプラザ）、市ホームページ		在籍する園 ※市外施設利用者には郵送
提出書類	①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼）現況届（兼）事業所利用申込書（兼）保育児童台帳 ②保育を必要とする申立書・就労証明書（認定こども園保育園部・市外保育施設利用の場合） ※在園児のきょうだいを新規で申し込む場合、②の書類は新規入園児の受付時に提出してください。 ※この他、入園願書や進級願書など、園独自の必要書類がある場合があります。		
提出先	各認定こども園 ※必ず入園を希望する全ての園へ提出	認定こども園（原則、第1希望園へ） みらいえ、幼保連携課=表4 ※市外保育施設利用希望者は、幼保連携課へ提出	在籍する園 ※市外施設利用者は、幼保連携課へ提出
問合せ	各認定こども園		幼保連携課

申し込みについて

- ▶ 2号、3号認定について、申込みが各園の受け入れ可能数を上回る場合は、保育の必要度の高い順に利用先を調整します（受付順や抽選ではありません）。
- ▶ 現在、通園している場合でも、令和7年度に継続して利用するには手続きが必要です=表3。
- ▶ 年度途中（令和7年5月～令和8年3月）に入園を希望する場合も、期間内=表4=に申請をすることができます。ただし、4月入園希望者の利用調整後の空き状況に応じて利用調整を行います。

03 ご家庭にお届け「結果」のお知らせ時期

- ▶ 認定こども園幼稚園部
10月末までに、園が入園内定書を送付
- ▶ 認定こども園保育園部・市外保育施設
令和7年2月中旬に市が入所承諾書を送付
入園できない場合は、1月末にお知らせします。
- ▷ 入園できる場合
2月末～3月初旬に各園で入園説明会を実施
- ▷ 入園できない場合
令和7年度内に引き続き入園を調整

04 西脇市の子育て支援 「保育料無償」と「副食費助成」

- ▶ 3～5歳児の「保育料」と「副食費」を無償に
3～5歳児の保育料は国の制度により無償化されています。これに加え、西脇市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市独自で副食費を原則無償とする助成事業を実施しています（認可外保育施設を含む）。
- ▶ 0～2歳児の保育料の一部を助成します（保育料助成事業）
保育料は認定区分や利用する時間、世帯の課税状況によって異なります=表5。要件を満たす子どもの保育料の一部を助成します。
▷ 第1子=上限1万円/月▷ 第2子以降=上限1万5千円/月（所得制限あり）

詳しくはこちら (市ホームページ)

- ▶ 転園、転部する場合は、新規入園児と同じ日程でお申し込みください。
- ▶ 育児休業明けで利用を希望する場合は、就労復帰の1ヵ月前を利用開始希望月にできます。また、妊娠中でまだ生まれていないお子さんの申し込みもできます。

書類の「受付日」 [表4]

受付場所	受付日	受付時間
西脇こども園 (☎22-2909)	10月15日（火）	午前10時～11時30分
比延こども園 (☎22-7258)	10月17日（木）	午前10時～11時30分
どれみこども園 (☎22-5740)	10月17日（木）	午後1時30分～3時
日野こども園 (☎22-7023)	10月18日（金）	午後1時30分～3時
かすがこども園 (☎22-5787)	10月16日（水）	午後1時30分～3時
つまこども園 (☎22-1693)	10月16日（水）	午前10時～11時30分
芳田こども園 (☎27-0550)	10月15日（火）	午後1時30分～3時
黒田庄こども園 (☎28-4357)	10月15日（火）	午後1時30分～3時
みらいえ (☎22-2800)	10月20日（日）	午後1時～4時
幼保連携課 (☎22-3111)	10月21日（月）～31日（木） ※土・日を除く	午前9時～午後5時15分

[表5]

保育料（月額）	認定こども園幼稚園部		認定こども園保育園部 市外保育施設
	3～5歳児	0円（無償）	
0～2歳児	—		0～62,000円 市民税非課税世帯は0円（無償）

算定基準：保護者等の市民税所得割額と税額控除の合計額
算定切替：令和7年9月（4～8月分は令和6年度、9～3月分は令和7年度の税額で計算）

- ▶ 認可外保育施設の利用料などを給付
3～5歳児と0～2歳児の非課税世帯は、認可外保育施設の利用料の給付が受けられます。利用前に幼保連携課で手続きが必要です。
入園手続きは各園へお問い合わせください。